

株式会社アイスク ウェブサイト上の広告掲載取扱い規定

平成20年12月1日施行

(目的)

第1条 株式会社アイスクのウェブサイト（以下、「サイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、サイトトップページ下段で指定した位置とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 サイトに掲載できる広告の範囲は、バナー広告の内容及びリンク先として指定するウェブサイトものとする。

(バナー枠およびリンク先ウェブサイトに関する基準)

第4条 トップページにおける広告枠は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 大きさ 縦 40 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF
- (3) 容量 10KB 以下
- (4) 代替テキスト 30 文字以内（企業・団体の正式名称は除く）

2 バナー広告の内容及び表記などは、サイトの品位を損なわず、かつ利用者に不快感を与えることがないものとする。

3 リンク先のウェブサイトは次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (2) 政治性のあるもの。社会問題について主義主張のあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの
- (7) 法令等に違反するもの
- (8) その他掲載する広告として妥当でないとサイト管理者が認めるもの

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、6か月の申込及び掲載を認めることができる。

(広告料)

第6条 広告の掲載料は、以下に記載する金額とする。

1 アイスクフレンジーシステム加盟店のウェブサイト

1か月 1,050円 6か月 5,250円

2 株式会社アイス各施設の会員が運営管理するウェブサイト

1か月 1,575円 6か月 7,875円

3 その他のウェブサイト

1か月 2,100円 6か月 10,500円

広告掲載希望者は、広告料を指定する期日までに一括前納するものとする。

(掲載順位)

第7条 サイトに掲載するバナー広告の掲載順位は、先着順とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、所定の用紙に記入の上、郵便またはFAXにて申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第9条 広告掲載の可否は、株式会社アイスにて決定する。

2 バナー広告の掲載可否を掲載申し込み者に通知する。 広告の掲載決定の場合、広告料金の支払い方法を同時に通知する。

(譲渡等の禁止)

第10条 広告主は、サイトに広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(広告内容等)

第11条 広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。バナー広告の内容またはリンク先ウェブサイトの内容が、第4条に違反するおそれがあると判断する場合は、広告主に対し、内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告のリンク先を変更する場合、変更を希望する10日前までに連絡するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 広告の掲載決定後においても、次の各号に該当する場合には手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (2) 広告の内容またはリンク先ウェブ サイトの内容が、第 4 条に違反しているとき
- (3) その他、サイトへの広告掲載が適切でないと認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第 13 条 広告主は自己の都合により、市ウェブ サイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、掲載を取り下げの場合、その 10 日前までにその旨を連絡しなければならない。

3 掲載を取り下げの場合、納付済みの広告掲載料は返金しない。

(広告掲載期間の延長)

第 14 条 広告掲載期間内に、サイト運営に関連する機器の保守点検及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ずサイトを閉鎖する場合を除き、何らかの理由でサイトを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

- (1) 閉鎖時間が 3 時間以上 24 時間未満の場合 1 日延長
- (2) 閉鎖時間が 24 時間以上 閉鎖日数+1 日延長

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告の内容及びリンク先ウェブ サイトの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附則

この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。